

「日本橋カウンセリング研究会」 会則

第 1 条（名 称）

本会は「日本橋カウンセリング研究会」（略称：NCK）と称する。

第 2 条（事務所）

本会の事務所は、東京都中央区八丁堀 2-29-6 クレアール八重洲通 501 に置く。

第 3 条（目 的）

本会は「カウンセリングをもっと身近に」をスローガンに、産業カウンセリングの実践および研究活動を行い、もって産業カウンセラーの資質向上およびカウンセリングの普及に寄与することを目的とする。

第 4 条（活動の種類）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 定期的な自主勉強会（定例会）の開催
- (2) 外部講師等による公開研究会の開催
- (3) 対外的な自主セミナー・自主研究会の開催
- (4) 外部組織等の依頼によるセミナー・研究会の開催
- (5) 研修講座プログラム等著作物の制作
- (6) カウンセリング相談およびボランティアとしてのカウンセリング活動
- (7) ホームページおよび会報・映像メディア等配布による産業カウンセリング普及活動
- (8) 産業カウンセリングにかかわる学習指導
- (9) 日本産業カウンセラー協会の行う事業に対する協力活動
- (10) その他、上記に準ずる社会貢献活動

第 5 条（日本産業カウンセラー協会との関係）

本会は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会東京支部の会員学習グループとして登録する。

- 2 前条第 1 号の活動については、産業カウンセラー資格更新制度におけるポイント取得の申請を行う。

第 6 条（定例会）

本会に加入する会員の資質向上のため、定例会を次のとおり開催する。

- (1) 開催日 平日の月 2 回を原則
- (2) 時 間 19:00 以降の 1.5 時間以上
- (3) 場 所 中央区内の区民館等を利用
- (4) 内 容 傾聴実習、事例検討および産業カウンセリングにかかわる研究発表等

- 2 定例会当日の 12:00 において、会場を含む地域に暴風、大雨または大雪警報が発令される等により、定例会開催時の悪天候や交通事情の悪化が予想される場合には、定例会を中止する。

第 7 条（技能の研鑽とクライアント対応）

本会の会員は、産業カウンセラーが専門家であることを自覚して、前条の定例会はもとより、日本産業カウンセラー協会等の主催する研修に積極的に参加して、その技能の研鑽に努めるものとする。

- 2 定例会における傾聴実習は、1 回 20 分以上を原則とする。
- 3 定例会において、カウンセリング学習歴のないクライアントへの傾聴実習を行う場合には、定例会における実習経験 2 時間以上の会員が対応し、産業カウンセラー倫理綱領を遵守しなければならない。
- 4 前項のクライアント体験者は、会員の紹介によるものとする。

第 8 条（部会および研究発表）

産業カウンセリングの活動領域における特性を踏まえ、合理的な活動推進のために、代表幹事は本会の中に次の部会を設けることができる。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 傾聴部会 | カウンセリング相談およびカウンセリング普及活動を行う部会 |
| (2) メンタルヘルス・ハラスメント対策部会 | メンタルヘルスおよびハラスメント対策への援助を行う部会 |
| (3) キャリア開発部会 | キャリア開発への援助を行う部会 |
| (4) 人間関係開発部会 | 職場における人間関係開発への援助を行う部会 |
| (5) 社会貢献活動部会 | ボランティア活動等の社会貢献活動を行う部会 |
| (6) REBT 研究部会 | REBT に関する研究を行う部会 |

- 2 代表幹事が必要と認めた場合には、前項の部会の外、幹事会の議を経て他の部会を設けることができる。
- 3 部会には部会長を置く。部会長の選出、任期、解任および退任については、第 19 条および第 20 条の規定を準用する。
- 4 部会の活動または部会に準ずるグループの研究発表等のための活動については、あらかじめ幹事会の承認を得て、~~会員に対する事前案内と事後報告を行わ~~なければならない。
- 5 第 4 条第 1 号に準ずる会員の相互交流と研鑽に資する部会の活動については、会員に対する事前案内と事後報告を行うとともに、幹事が参加者氏名と入退室時間を確認することによって、第 5 条のポイント取得の申請を行うことができる。ただし、定例会の準備または打ち合わせ等の会合については、これを行わない。
- 6 前項における定例会の準備または打ち合わせ等の会合以外の活動については、ビジターの参加者から、第 10 条に定める額の参加費を徴収することができる。
- 7 部会の活動または部会に準ずるグループの研究発表等のための活動については、次の費用を支出しない。ただし、第 2 号および第 5 号について、あらかじめ幹事会の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 研究発表のための外部機関における研修等受講費
 - (2) 研究発表のための DVD 等購入費
 - (3) 喫茶店等を利用して活動を行う場合の 1 人当たり 1,000 円を超える飲食費
 - (4) 前号において、1 人当たり 1,000 円を超えない場合であっても、合計 5,000 円を超える

飲食費

- (5) 1回 5,000 円を超える会場費
- (6) その他、上記に準ずる費用

- 8 第 11 条における顧問による指導を除き、定例会における部会または部会に準ずるグループ・個人の研究発表については、本会より研究費を受けることができる。ただし、400 円に定例会参加者数を乗じた額を限度とする。

第 8 条の 2 (活動協力)

定例会において、カウンセリング学習歴のないクライアント紹介等の協力を行った者は、本会より、クライアント一人当たり 2,000 円を上限額とする活動協力費を受けることができる。

- 2 本会が主催する対外的な自主セミナー・自主研究会またはカウンセリング相談活動等のカウンセリング普及活動において、協力を行った者については、本会より 2,000 円を上限額とする活動協力費を受けることができる。

第 9 条 (会 員)

本会の会員は、第 3 条の目的に賛同した産業カウンセラー有資格者または養成講座修了者とする。

- 2 新たに会員として入会しようとする者は、入会届を代表幹事に提出し、幹事会の承認を得なければならない。
- 3 会員の定員は、30 名とする。
- 4 会員の年会費は、9,000 円とする。ただし、収支計算における次期繰越金を 50,000 円程度以内に調整するために、12,000 円までの範囲内において、幹事会は活動年度ごとにその額を変更することができる。
- 5 会員は、第 14 条に定める会員登録を行わなければならない。

第 10 条 (ビジター)

会員あるいは日本産業カウンセラー協会からの紹介による者、またはホームページを通じて申し込みを行う前条第 1 項の要件を満たす者に対して、定例会へのビジターとしての参加を認めるものとする。

- 2 養成講座受講中の者や産業カウンセラーと同等の経験があると認められる者が、定例会への参加を希望する場合には、会員の推薦と幹事会の承認の下に前項を準用する。
- 3 前項の産業カウンセラーと同等の経験があると認められる者とは、臨床心理士の資格を持つ者あるいは養成講座（104 時間のカウンセリング実習）と同等の実習経験が必要とされるカウンセラー資格を持つ者とする。
- 4 ビジターの参加費は、1 回につき 800 円とする。ただし、前条第 4 項に準じて、幹事会は活動年度ごとに参加費の額を変更することができる。

第 11 条 (顧 問)

会員の技能向上を図るため、産業カウンセリング等に関し学識経験を有する者の中から、ス

ーパーバイザー、アドバイザー、登録講師、外部講師等の顧問を委託することができる。

- 2 顧問への謝礼は、次の額を目安とする。
 - (1) 定例会における講義等の指導 1時間から1時間30分の1回につき5,000円
 - (2) 公開研究会における講義等の指導 1時間につき5,000円
- 3 前項において、1時間につき10,000円、1日につき50,000円を上限額とする。
- 4 顧問の帰宅時刻が遅延する場合には、謝礼とは別に、2,000円を上限額とする交通費を支給することができる。

第12条（講師およびカウンセラー活動）

会員が、第4条の活動におけるセミナー等の企画、講師またはカウンセラーとしての活動を行う場合には、本会より謝礼を受けることができる。ただし、本会がその活動において、参加者または依頼者から受領する額の3分の2を限度とする。

- 2 本会以外の活動において、本会が著作権を有する研修講座プログラム等の著作物を使用する者は、幹事会の承認を得るとともに、その活動から受領する額の5分の1を、本会に納めなければならない。
- 3 勤務先等の所属する団体において、本会が著作権を有する研修講座プログラム等の著作物を使用する者は、幹事会の承認を得なければならない。

第13条（禁止事項）

会員は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 営利目的による定例会等への参加
- (2) 他の会員へ、本会以外の団体・商品・サービス等の勧誘を個別に行う行為
- (3) 他の会員に対する誹謗中傷
- (4) 他の会員を不快にする行為
- (5) 許可なく、定例会等の写真撮影・録音・録画を行う行為
- (6) 許可なく、本会が著作権を有する研修講座プログラム等の著作物を使用する行為
- (7) 本会の名誉を傷付ける行為、または本会の目的に反する行為
- (8) カウンセリング等の活動を通じて知り得たクライアントの相談内容を、本人の同意を得ずに漏らす行為
- (9) 前号の相談内容について本人の同意を得た場合であっても、ホームページやメルマガリストにおいて、その内容を直接的に掲示する行為
- (10) その他、上記に準ずる不都合な行為

第14条（会員登録）

会員または会員になることを希望する者は、毎年4月30日までに、その活動年度の会員登録を行わなければならない。

- 2 会員登録は、年会費の納入をもって完了する。

第15条（会員登録の優先）

会員登録は、次の各号の者を優先する。

- (1) 幹事または部会長になる者
- (2) 前年度において、定例会への出席回数が多い者

第16条（年度途中における会員登録）

会員登録は、定員に満たない場合に限り、幹事会の承認を得て、年度途中に行うことができる。

- 2 年度途中に会員登録を行う者は、その年度の年会費として、年会費の12分の1の額に会員登録する月から年度末までの月数を掛けた額を納入しなければならない。
- 3 ビジター参加費を支払った月に会員登録を行う者は、支払った参加費を、年会費の一部として充当することができる。

第17条（退 会）

会員は、退会届を代表幹事に提出し、任意に退会することができる。ただし、納入された年会費は、これを返還しない。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 会員登録を行わないとき

第18条（除 名）

第13条の行為を行う会員は、弁明の機会を与えた上で、幹事会の議決により除名することができる。

第19条（幹 事）

本会に、次の幹事を置く。

- | | | |
|-----------|------|------------------------------|
| (1) 代表幹事 | 1名 | 本会を代表し、活動を統括する。 |
| (2) 副代表幹事 | 1名 | 代表幹事を補佐し、本会の活動を掌握する。 |
| (3) 行事幹事 | 3名以内 | 定例会等の企画、会場等の確保、および当日の進行を行う。 |
| (4) 会計幹事 | 1名 | 本会の会計を掌握する。 |
| (5) 広報幹事 | 1名 | 会報の発行およびホームページ等を利用した広報活動を行う。 |
| (6) 事務局 | 1名 | 本会運営上の諸事務を執行する。 |
| (7) 監査役 | 2名 | 本会の会計を監査する。 |

- 2 幹事は、会員の中から、会員の互選により選出する。
- 3 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第20条（解任および退任）

本会の幹事が、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、活動の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 活動上の義務違反、その他、幹事としてふさわしくない行為があったとき

- 2 幹事は、自らの申し出により、退任することができる。この場合、幹事会は幹事を補充することができる。

第21条（総 会）

本会の総会は、会員を持って構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

- 2 総会の定足数は、会員総数の過半数とする。ただし、他の会員を代理人とすることができる。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則、活動の変更
 - (2) 解散
 - (3) 活動報告および収支計算
 - (4) 幹事の選任
 - (5) その他、会の運営に関する重要事項
- 4 議決については、出席者の過半数の承認を必要とする。ただし、前項第1号および第2号については、出席者の3分の2以上の承認とする。

第22条（幹事会）

本会の幹事会は、監査役を除く幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、総会で議決した事項および予算の執行の外、議決を要しない活動の執行にかかわる議決を行う。

第23条（活動報告および収支計算）

代表幹事は、毎活動年度終了後2か月以内に活動報告書および収支計算書を作成し、総会の承認を得るものとする。

第24条（活動年度）

本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条（委 任）

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、幹事会が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年5月16日から施行する。

平成24年5月21日改定

平成25年5月20日改定

平成26年5月24日改定

平成27年5月19日改定

平成28年5月21日改定

平成29年5月23日改定

平成30年5月22日改定